

茂原市空き家バンク実施要綱を次のように定める。

平成29年 3月17日

茂原市長 田中豊彦

茂原市告示第17号

茂原市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茂原市における空き家の有効活用を通じて、移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する建物のうち、個人の居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住又は使用していないもの（建築する予定又は居住若しくは使用をしなくなる予定のものを含む。）及び当該建物と所有者を同一にする敷地をいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結しているものを除く。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利の行使により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した情報を、市内への移住、定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへの登録を申し込む所有者は、茂原市空き家バンク登録申込書(別記第1号様式)、茂原市空き家バンク登録カード(別記第2号様式。以下「登録カード」という。)及び同意書(別記第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、茂原市空き家バンク登録台帳(別記第4号様式。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(2) 所有者が茂原市暴力団排除条例(平成24年茂原市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者であるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が空き家バンクへの登録が適当でないとするもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、茂原市空き家バンク登録完了書(別記第5号様式)を当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、登録台帳の登録事項に変更があったときは、茂原市空き家バンク登録変更届出書(別記第6号様式)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家バンク登録の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を取り消すとともに、茂原市空き家バンク登録取消通知書(別記第7号様式)により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第3号に該当するときは通知しないものとする。

(1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

(2) 物件登録から2年を経過したとき。

(3) 市長が契約締結の報告を受けたとき。

(4) 茂原市空き家バンク登録取消依頼書（別記第8号様式）の提出があったとき。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第2号に該当することにより登録を取り消されたものについては、改めて登録の申込みをすることで、再登録することができるものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、登録台帳に登録された情報の一部を市ウェブサイト等で公開するとともに、必要に応じて、利用希望者に提供するものとする。

(利用登録申込み等)

第8条 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、茂原市空き家バンク利用登録申込書（別記第9号様式）に誓約書（別記第10号様式）を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を茂原市空き家バンク利用者台帳（別記第11号様式。以下「利用者台帳」という。）に登録し、茂原市空き家バンク利用登録完了書（別記第12号様式）により当該申込者に通知するものとする。ただし、当該申込者が、茂原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者であるときは、登録しないものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、茂原市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他市長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による利用登録完了書の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、利用者台帳の登録事項に変更があったときは、茂原市空き家バンク利用登録変更届出書（別記第13号様式）を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を取り消すとともに、茂原市空き家バンク利用登録取消通知書（別記第14号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しないものとする。

(1) 空き家の利用目的等が第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

- (2) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて利用登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (3) 市長が契約締結の報告を受けたとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取消しの申出があったとき。
- (5) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 交渉を申し込みたい登録物件のある利用登録者は、茂原市空き家バンク物件交渉申込書（別記第15号様式）に希望する物件の登録番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該希望物件の物件登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を開始し、市長にその内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 物件登録者は、市が媒介等に関し協定を締結している宅地建物取引業者に対し、契約交渉の仲介を依頼することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。